

地方消費者行政推進交付金が活用できます





私たちが 消費者教育の推進を お手伝いします！



地方公共団体には、消費者教育推進法の基本理念にのっとり、施策を策定・実施することが求められています。

公益財団法人消費者教育支援センターでは、消費者教育の専門機関として培った実績とノウハウをもとに、さまざまな形で全国各地の消費者教育推進のお手伝いをしています。

こんなニーズはありませんか？

-  消費者教育推進計画の策定や改訂に取り組みたい！
-  高齢者の見守り地域ネットワークを構築したい！
-  消費者教育の新しい教材を作りたい！
-  消費者教育研修の企画や講師の派遣をしてほしい！

これまでの消費者教育支援業務の具体例は裏面へ



消費者教育支援業務の具体例（平成28年度）

🔍 推進計画策定に向けた取り組み

消費者教育に関する地域調査や、現状と課題の把握および推進のための総合的なサポート

- ★埼玉県
- ★鳥取市
- ★岡山市
- ★滋賀県近江八幡市



👤 高齢者見守り地域ネットワークの構築

高齢者被害防止のための企画「消費者見守りサポーター（みどりんぐ）を広げよう」の実現、継続的な支援

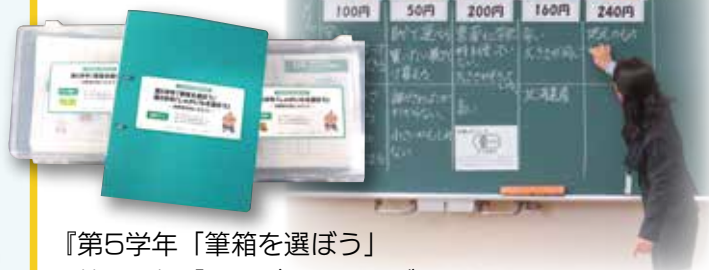
- ★山形県米沢市



📖 対象に応じた教材・リーフレットの企画作成

小学校向けの消費者教育教材を、学校の先生と協力して作成

- ★浜松市



『第5学年「筆箱を選ぼう」
第6学年「じゃがいもを選ぼう」
－消費者市民になろう！－』の作成

👤 研修企画・講師派遣

教員や行政職員など消費者教育を実施する方を対象にした研修等の企画・運営および講師派遣（平成28年度は年間70カ所程度）

- ★消費者教育アドバイザー派遣事業（山口県）、消費者教育モデル授業の支援（兵庫県）、消費者力アップ講座／講師養成講座（神奈川県）、消費者教育啓発講座（茨城県）
- ★小学校消費者教育研修会（岩手県）、夏季教育課題研修（世田谷区）、消費者教育研修講座（徳島県）

ほか

※これらの取り組み例は、一部です。

公益財団法人 消費者教育支援センター

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-17-14 全国婦人会館3階
TEL：03-5466-7341 FAX：03-5466-2051
URL：http://www.consumer-education.jp

お問い合わせ・ご相談は
お気軽にどうぞ！

